

旭川医科大学外国人研究者受入れ要項の一部を改正する要項を次のように定める。

(令和 6 年 9 月 24 日学長裁定)

旭川医科大学外国人研究者受入れ要項の一部を改正する要項

旭川医科大学外国人研究者受入れ要項（平成 16 年 4 月 1 日学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(定義) 第6 外国人研究者の受入れ期間は、原則として<u>1週間</u>以上1年以内とする。ただし、学長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この要項は、令和6年9月24日から実施する。</u></p> <p>【改正理由】 外国人研究者の短期受入に対応するため、所要の改正を行うものである。</p>	<p>(略)</p> <p>(定義) 第6 外国人研究者の受入れ期間は、原則として<u>1箇月</u>以上1年以内とする。ただし、学長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(略)</p>